

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(平成2年4月1日規則第16号)

改正 平成3年3月26日規則第21号 平成4年7月7日規則第40号
平成8年3月29日規則第41号 平成9年3月28日規則第20号
平成10年3月31日規則第37号 平成10年5月12日規則第75号
平成11年3月26日規則第25号 平成12年3月28日規則第30号
平成14年3月29日規則第33号 平成15年3月28日規則第14号
平成16年3月19日規則第26号 平成17年3月29日規則第50号
平成17年7月15日規則第103号 平成18年2月28日規則第16号
平成19年3月20日規則第20号 平成20年3月31日規則第33号
平成21年3月31日規則第34号 平成23年3月31日規則第27号
平成24年3月30日規則第19号 平成25年3月31日規則第15号
平成26年3月31日規則第46号 平成27年3月31日規則第26号
平成28年3月31日規則第12号 平成29年3月24日規則第15号
平成29年9月15日規則第76号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成2年高知県条例第5号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県工業技術センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、センターの企業化支援研究室(以下「研究室」という。)の利用時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、センターの運営上必要があると認めたときは、同項の利用時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 センター(研究室を除く。)の休所日は高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日とし、研究室の休所日は設けないものとする。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(利用の許可の申請等)

第4条 条例第3条第1項のセンター(研究室を除く。)の利用の許可を受けようとする者は別記第1号様式による高知県工業技術センター利用許可申請書を、研究室の利用の

許可を受けようとする者は別記第2号様式による高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、センターの利用を許可するときは別記第3号様式による高知県工業技術センター利用許可書又は別記第4号様式による高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可書を当該申請をした者に交付し、許可しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が利用許可書の交付を必要としないときは、口頭によりセンターの利用を許可することができる。

(利用の取消し等の届出)

第5条 条例第3条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用を取り消し、又は当該許可の内容を変更してセンターを利用しようとするときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(研究室の利用業種)

第5条の2 条例第3条第3項の知事が別に定める業種は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ソフトウェア業
- (2) 情報処理サービス業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める業種

(研究室の利用期間の延長)

第5条の3 条例第3条第5項の規定に基づき研究室の利用期間を延長することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者が現在着手している試験又は研究について、研究室の利用期間を延長することによって当該試験又は研究の成果が得られると知事が認めるとき。
- (2) 天災その他の予想することができない事態により試験又は研究が中断されたため、研究室の利用の許可を受けた期間内に当該試験又は研究を終了することができないと知事が認めるとき。

- 2 条例第3条第1項の研究室の利用期間の延長の許可を受けようとする者は、当該研究室の利用の許可の期間が満了する日の2月前までに、別記第5号様式による高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、研究室の利用期間の延長を許可するときは別記第6号様式による高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可書を当該申請をした者に交付し、許可しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料及び手数料の額)

第6条 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の

4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第1及び別表第2の規則で定める額は、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- 2 条例第5条第2項の規則で定める額は、消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた実費に相当する額とする。

(研究室に係る使用料の納付期限)

第6条の2 研究室に係る使用料は、毎月末までに翌月分を県の発行する納入通知書によりこれを納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月の使用料は、当該月の末日までに納付しなければならない。

(依頼の方法)

第7条 センターに条例第6条の規定により、分析、試験等(研究を除く。次項において同じ。)を依頼しようとする者は別記第7号様式による依頼書に試料及び手数料を添えて、研究を依頼しようとする者は別記第8号様式による研究依頼書に手数料を添えて、高知県工業技術センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、当該手数料の額が10万円を超える場合において、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第3条の2第3号の規定により納入通知書により手数料を納付するときは、当該納入通知書で指定する納期限までに納付しなければならない。

- 2 前項の依頼書を提出した者は、分析、試験等に係る内容を変更しようとするときは、別記第8号様式の2による変更依頼書に当該変更に係る試料及び手数料を添えて、所長に提出しなければならない。ただし、当該手数料の額が10万円を超える場合において、高知県収入証紙条例施行規則第3条の2第3号の規定により納入通知書により手数料を納付するときは、当該納入通知書で指定する納期限までに納付しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項の依頼書若しくは研究依頼書又は前項の変更依頼書を提出する時点では、手数料の額の確定が困難である場合は、手数料を添えることを要しないものとする。この場合においては、高知県収入証紙条例施行規則第3条の2第3号の規定により、当該手数料の額が確定した後、直ちに同規則第3条第2項に規定する証紙貼り付け書に証紙を貼り付けて所長に提出し、又は納入通知書で指定する納期限までに手数料を納付しなければならない。

(成績報告書等の交付)

第8条 所長は、条例第6条の規定により依頼を受けた分析、試験等(以下「分析等」という。)が終了したときは、当該依頼をした者に対し、別記第9号様式による成績報告書又は証明書を交付しなければならない。ただし、当該依頼をした者が成績報告書又は証明書の交付を必要としないときは、この限りでない。

- 2 所長は、前条第1項の依頼書又は同条第2項の変更依頼書により求められたときは、当該依頼をした者に対し、別記第9号様式の2による英語表記による成績報告書を交付するものとする。

(試料の返還等)

第9条 分析等のために提出された試料は、返還しない。ただし、所長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づき試料を返還する場合において、これに必要な費用は、当該試料を提出した者が負担しなければならない。

- 3 県は、試料の滅失又は損傷による賠償の責任を負わないものとする。

(使用料等の減免の申請等)

第10条 条例第7条の規定に基づき機械器具の使用料又は手数料を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 県の機関(知事が別に定めるものに限る。)が機械器具を使用し、又は分析等を依頼するとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、機械器具の使用料又は手数料を免除することが適当であると知事が認めたとき。

- 2 条例第7条の規定に基づき研修室の使用料を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 県の機関が研修室を使用するとき。

- (2) 県が共催、協賛又は後援をする事業等の主催者が当該事業等の実施に伴い研修室を使用するとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、研修室の使用料を免除することが適当であると知事が認めたとき。

- 3 条例第7条の規定に基づき使用料又は手数料の減額又は免除(次項において「使用料等の減免」という。)を受けようとする者は、別記第10号様式による使用料(手数料)減額(免除)申請書を第4条第1項の申請書とともに知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料等の減免を承認するときは別記第11号様式による使用料(手数料)減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料等の還付の請求等)

第11条 条例第8条ただし書の規定に基づき使用料又は手数料の還付を受けようとする者は、別記第12号様式による使用料(手数料)還付請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料又は手数料の還付を決定したときは別記第13号様式による使用料(手数料)還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(機械器具の制限)

第 12 条 利用者は、センターに特別の機械器具を設置し、又はセンターの機械器具に変更を加えてはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 研究室の利用者は、研究室に研究用の機械器具を設置しようとするときは、あらかじめ別記第 14 号様式による高知県工業技術センター企業化支援研究室機械器具設置承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事務用の機械器具については、この限りでない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、機械器具の設置を承認するときは別記第 15 号様式による高知県工業技術センター企業化支援研究室機械器具設置承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(研究室の改造等の申請等)

第 12 条の 2 条例第 10 条ただし書の規定に基づき研究室の改造又は模様替えの承認を受けようとする者は、別記第 16 号様式による高知県工業技術センター企業化支援研究室改造等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、研究室の改造又は模様替えを承認するときは別記第 17 号様式による高知県工業技術センター企業化支援研究室改造等承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

第 13 条 利用者は、センターの関係職員がセンターの施設、機械器具等(以下「施設等」という。)の管理その他職務上の必要があって当該利用に係るセンターの施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(損壊の届出等の義務)

第 14 条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 利用者は、センターの利用が終わったとき若しくは研究室を明け渡すとき又は条例第 4 条第 1 項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、当該利用に係る施設等を原状に復し、センターの関係職員の点検を受けなければならない。

(研究室の利用に関する届出等の義務)

第 14 条の 2 研究室の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 研究室の使用を 1 月以上休止しようとするとき。

(2) 当該許可の期間内において、研究室の使用を中止しようとするとき。

(遵守事項)

第 15 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損し、又は損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 施設等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある機械器具を持ち込み、又は設置しないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(権限委任)

第 16 条 知事は、条例別表第 2 の委託加工及び委託研究に係る手数料の額の決定並びに条例第 6 条第 2 項の規定に基づく加算額の算定に関する権限を所長に委任する。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(他の規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 高知県工業試験場利用料規則(昭和 39 年高知県規則第 23 号)

(2) 高知県工業試験場手数料徴収条例施行規則(昭和 39 年高知県規則第 24 号)

附 則(平成 3 年 3 月 26 日規則第 21 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月 7 日規則第 40 号)

この規則は、平成 4 年 7 月 18 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 41 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日規則第 20 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日規則第 37 号)
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 5 月 12 日規則第 75 号)
この規則は、平成 10 年 5 月 15 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 26 日規則第 25 号)
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日規則第 30 号)
この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 33 号)
この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日規則第 14 号)
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 19 日規則第 26 号)
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日規則第 50 号)
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 15 日規則第 103 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 28 日規則第 16 号)
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 20 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 33 号)
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 34 号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 27 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 19 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日規則第 15 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 46 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日規則第 15 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 15 日規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

区分	種別	計算単	計算単位当たりの使
----	----	-----	-----------

		位	用料
計測機器	乾式X線透過装置	1台	1時間につき 1,280円
	耐圧試験機	1台	1時間につき 1,370円
	ウェザーメーター	1台	20時間につき 16,310円
	色差計	1台	1時間につき 1,150円
	比表面積測定装置	1台	1時間につき 1,120円
	粒度分布測定装置(レーザ)	1台	1時間につき 700円
	熱機械分析装置	1台	1時間につき 960円
	三次元測定装置	1台	1時間につき 1,700円
	表面粗さ計	1台	1時間につき 1,410円
	万能測定顕微鏡	1台	1時間につき 1,380円
	歯車試験機	1台	1時間につき 1,310円
	振動計	1台	1時間につき 1,260円
	スペクトルアナライザ	1台	1時間につき 1,320円
	パルスカウンタ	1台	1時間につき 1,430円
	光学顕微鏡	1台	1時間につき 580円
	硬度計	1台	1時間につき 470円
	UV照射装置	1台	1日につき 420円
	シャルピー衝撃試験機	1台	1時間につき 1,220円
	摩耗試験機	1台	1時間につき 580円
	走査型レーザドップラ振動計	1台	1時間につき 3,050円
	自動スクラッチ試験機	1台	1時間につき 1,590円
	粗脂肪抽出装置	1台	1時間につき 6,320円
	床性能測定試験装置	1台	1日につき 1,850円
	振動試験装置(動電型)	1台	1時間につき 1,400円
	構造解析装置	1台	1時間につき 1,730円
	CNC三次元測定装置	1台	1時間につき 1,760円
	走査型プローブ顕微鏡	1台	1時間につき 6,680円
	デジタル超音波探傷器	1台	1時間につき 910円
	ポータブルオシロスコープ	1台	1時間につき 810円
	ボールバーシステム	1台	1時間につき 1,310円
	ポジションキャリブレータ	1台	1時間につき 1,960円
	デジタルオシロスコープ	1台	1時間につき 2,000円
	メモリレコーダ	1台	1時間につき 1,290円
テクスチャーアナライザ	1台	1時間につき 3,030円	
デジタルHDマイクロスコープ	1台	1時間につき 3,100円	

	F F Tアナライザ	1台	1時間につき 1,610円
	EMI・EMC	1台	1時間につき 1,620円
	精密万能材料試験機	1台	1時間につき 1,590円
	ノイズイミュニティ試験装置	1台	1時間につき 1,680円
	クリープメーター	1台	1時間につき 1,020円
	CNC輪郭形状測定機(粗さ測定)	1台	1時間につき 1,170円
	CNC輪郭形状測定機(輪郭測定)	1台	1時間につき 1,590円
	レーザー顕微鏡	1台	1時間につき 2,910円
	学振型摩擦堅牢度試験機	1台	1時間につき 3,740円
	J I S落球衝撃試験機	1台	1時間につき 2,900円
	電界放出型走査電子顕微鏡	1台	1時間につき 3,160円
	非接触三次元形状測定装置	1台	1時間につき 3,210円
	非接触三次元形状測定装置(データ処理装置)	1台	1時間につき 1,410円
	マイクロビッカース硬度計	1台	1時間につき 990円
	小型電子顕微鏡	1台	1時間につき 2,700円
	動的粘弾性測定装置	1台	1時間につき 1,480円
	歪(ひず)み測定装置	1台	1時間につき 1,020円
	その他機械金属試験検査機器	1台	1時間につき 600円
	その他窯業材料測定機器	1台	1日につき 990円
	その他木材試験機	1台	1日につき 1,050円
分析機器	固体発光分析装置	1台	1時間につき 3,470円
	蛍光X線分析装置	1台	1時間につき 1,850円
	X線回折装置	1台	1時間につき 2,180円
	原子吸光分光光度計	1台	1時間につき 2,120円
	ガスクロマトグラフ	1台	1時間につき 1,290円
	赤外分光光度計	1台	1時間につき 1,190円
	水銀分析装置	1台	1時間につき 1,510円
	C S同時分析装置	1台	1時間につき 1,910円
	T O C分析装置	1台	1時間につき 1,030円
	万能材料試験機	1台	1時間につき 1,310円
	水分活性測定装置	1台	1時間につき 1,150円
	高速液体クロマトグラフ装置	1台	1時間につき 1,410円
	P Hメーター	1台	1日につき 1,030円
	逆浸透膜実験装置	1台	1日につき 4,520円
	イオンクロマトグラフ	1台	1時間につき 1,460円
	ガスクロマトグラフ質量分析装置	1台	1時間につき 4,070円
	クロマトグラフィシステム	1台	1時間につき 3,460円

	全自動高速アミノ酸分析装置	1台	1時間につき2,000円
	高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置	1台	1時間につき4,240円
	天然高分子用高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき2,350円
	分取用高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき4,780円
	元素分析計	1台	1時間につき2,090円
	熱分析装置	1台	1時間につき1,850円
	脂肪酸分析装置	1台	1時間につき1,890円
	自動細菌同定検査装置	1台	1時間につき1,420円
	紫外可視分光光度計	1台	1時間につき2,190円
	LC-MSシステム	1台	1時間につき7,190円
	耐候試験機	1台	1日につき4,130円
	微量香气成分定量装置	1台	1時間につき2,720円
	機能性成分高速分析UPLCシステム	1台	1時間につき3,440円
	分光光度計	1台	1時間につき1,600円
	ポストカラム誘導体化HPLCシステム	1台	1時間につき3,260円
	微量成分分離分取高速システム	1台	1時間につき1,770円
	機能性成分高速分析XLCシステム	1台	1時間につき1,770円
	窒素分析装置	1台	1時間につき1,280円
	ビードサンプラー	1台	1時間につき1,520円
	エネルギー分散型X線分析装置(SEM使用を含む。)	1台	1時間につき3,530円
	ICP質量分析装置	1台	1時間につき4,200円
	燃焼-イオンクロマトグラフ装置	1台	1時間につき2,330円
	多機能性マルチモードプレートリーダー	1台	1時間につき1,820円
	バイオクリーンベンチ	1台	1時間につき530円
	その他理化学機器	1台	1日につき990円
加工機器	真空凍結乾燥機	1台	24時間につき3,610円
	電気炉	1台	1日につき2,160円
	蒸気ボイラー	1台	4時間につき1,620円
	安全キャビネット	1台	4時間につき1,370円
	ミキサー	1台	4時間につき1,370円
	回転式万能かくはん機	1台	4時間につき1,370円
	モルダー	1台	4時間につき1,620円
	製氷機	1台	4時間につき1,500円
	超微粒磨砕機	1台	4時間につき1,500円
	ガスレンジ	1台	1日につき1,000円

超音波発生装置	1台	1日につき1,030円
冷間等方圧プレス	1台	1時間につき950円
切断研削盤	1台	1日につき2,240円
高速昇温電気炉	1台	1時間につき740円
超低温フリーザー	1台	1日につき1,850円
超低温恒温恒湿器	1台	1日につき2,000円
高速冷却遠心機	1台	1時間につき2,640円
回転式二重釜	1台	1時間につき750円
電熱オーブン	1台	1時間につき800円
鍛造用加熱炉	1台	1時間につき2,110円
真空溶解炉	1台	1時間につき4,550円
恒温恒湿器	1台	1日につき860円
真空乾燥機	1台	1日につき19,870円
濃縮装置	1台	1時間につき1,630円
粉碎機	1台	1時間につき2,140円
消失模型鑄造用プラント	1台	1時間につき2,750円
冷熱衝撃試験機	1台	24時間につき8,220円
恒温恒湿試験機	1台	24時間につき5,000円
ハンドシール機	1台	1時間につき1,930円
連続式遠心分離機	1台	1時間につき5,700円
脱水機	1台	1時間につき2,140円
全自動発酵機	1台	1日につき3,280円
くん製装置	1台	4時間につき1,060円
糖化蒸留装置	1台	1日につき2,390円
多段温度コントロール装置	1台	1日につき1,060円
精米装置	1台	1時間につき1,490円
オートクレーブ(中型)	1台	1時間につき770円
グラインディングセンタ	1台	1時間につき1,920円
精密平面研削盤	1台	1時間につき1,970円
ワイヤカット放電加工機	1台	1時間につき1,600円
鑄造シミュレーションシステム	1台	1時間につき1,780円
プリント基板作成装置	1台	1時間につき2,270円
遊星型ボールミル	1台	1時間につき1,870円
混合かくはん装置	1台	1時間につき2,480円
遠心濃縮器	1台	1時間につき1,600円

卓上型凍結乾燥機	1台	1時間につき 3,160円
CAMシステム	1台	1時間につき 580円
超微粒子ビーム成膜装置	1台	1日につき 9,210円
小型高温高压調理殺菌機	1台	1時間につき 1,530円
金属組織検査試料作成装置	1台	1時間につき 1,610円
パルパーフィニッシャー	1台	1時間につき 1,000円
冷風乾燥機	1台	1時間につき 510円
柑橘搾汁機	1台	1時間につき 1,020円
スライサー	1台	1時間につき 920円
果実洗浄機	1台	1時間につき 850円
熱転写装置	1台	1時間につき 2,540円
ドライフィルムラミネーター	1台	1時間につき 970円
フリーズドライ	1台	1日につき 11,960円
微粉粒摩砕機	1台	1時間につき 610円
精油成分抽出用減圧蒸留装置	1台	1時間につき 1,310円
柑(かん)橘(きつ)果皮用スライサー	1台	1時間につき 600円
超低温恒温恒湿試験器	1台	24時間につき 5,040円
超急速凍結機	1台	1時間につき 1,490円
射出成型機	1台	1時間につき 2,560円
その他食品加工設備	1台	1日につき 1,080円
その他工作機器	1台	1時間につき 600円
その他窯業製品製造設備	1台	1時間につき 990円
その他木材加工機械	1台	1時間につき 410円

備考

- 1 この表において「1日」とは、午前8時30分から午後5時15分までの間をいう。

別表第2(第6条関係)

区分	種別	計算単位	計算単位当たりの手数料
定性分析	定性分析(特殊機器によるものを除く。)	1 試料	1成分につき 930円
	簡易なもの	1 試料	1成分につき 1,780円
	一般的なもの	1 試料	1成分につき 1,780円

		特殊なもの	1 試料	1成分につき 3,310 円	
	特殊機器による定性分析	蛍光X線分析	1 試料	5,680 円	
		X線回折	1 試料	5,730 円	
		その他特殊機器による定性分析	1 試料	6,400 円	
定量分析	定量分析(特殊機器によるものを除く。)	簡易なもの	1 試料	1成分につき 2,160 円	
		一般的なもの	1 試料	1成分につき 5,390 円(I S O / I E C 17025 認定マ ークを必要とする場合 は、1成分につき 6,220 円)	
		特殊なもの	1 試料	1成分につき 6,220 円	
	特殊機器による定量分析	蛍光X線分析		1 試料	10,580 円
		ガスクロマトグラフ又は液体クロマトグラフ	簡易なもの	1 試料	13,480 円
			一般的なもの	1 試料	27,120 円
			特殊なもの	1 試料	58,990 円
		固体発光分析	一般的なもの	1 試料	6,710 円
			特殊なもの	1 試料	12,520 円

		赤外線式炭素硫黄分析	1 試料	4,090 円
		元素分析	1 試料	3,640 円
		脂肪酸分析	1 試料	13,610 円
		微量成分分離分取高速システムによるもの	1 試料	13,970 円
		機能性成分高速分析 X L C システムによるもの	1 試料	13,970 円
		燃焼-イオンクロマトグラフ装置によるもの	1 試料	9,120 円 (I S O / I E C 17025 認定マークを必要とする場合は、10,240 円)
物理化学試験	物理化学試験(食品保存試験及び微生物試験によるものを除く。)	簡易なもの	1 試料	1 項目につき 970 円
		一般的なもの	1 試料	1 項目につき 1,620 円
		特殊なもの	1 試料	1 項目につき 3,310 円
		テクスチャーアナライザ試験	1 試料	1 項目につき 5,890 円
		色差試験	1 試料	1 項目につき 2,080 円
		クリープメーター試験	1 試料	1 項目につき 6,740 円
		破碎試験	1 試料	1 時間につき 5,040 円
		精油抽出試験	1 試	1 時間につき 5,740 円

				料	
	食品保存試験	一般的なもの		1 試 料	1項目につき 1,110円
		特殊なもの		1 試 料	1項目につき 3,340円
	微生物試験	簡易なもの		1 試 料	1項目につき 1,500円
		一般的なもの		1 試 料	1項目につき 3,320円
		特殊なもの		1 試 料	1項目につき 6,780円
機械金属材料試験	材料試験	引張試験	万能試験機によるもの	1 試 料	1項目につき 2,140円
			精密万能材料試験機によるもの	1 試 料	1項目につき 4,780円(1試料につき1項目増すごと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。)
		圧縮試験	万能試験機によるもの	1 試 料	1項目につき 2,140円
			精密万能材料試験機によるもの	1 試 料	1項目につき 4,780円(1試料につき1項目増すごと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。)
		曲げ試験	簡易なもの	1 試 料	1項目につき 840円
			万能試験機によるもの	1 試 料	1項目につき 2,140円

		精密万能材料試験機によるもの	1 試料	1 項目につき 4,780 円(1 試料につき 1 項目増すごと又は 1 項目につき 1 試料増すごとに 880 円を加算する。)
		衝撃試験	1 試料	1 項目につき 2,140 円
		硬さ試験	1 試料	1 項目につき 2,140 円
		硬さ分布試験	1 試料	1 項目につき 3,920 円
		動的粘弾性測定試験	1 試料	6,410 円
		その他材料試験	1 試料	1 項目につき 2,140 円
	組織試験	顕微鏡組織写真	1 試料	1 枚(手札型まで)につき 2,950 円
		肉眼組織写真及びサルファプリント	1 試料	1 枚(手札型まで)につき 1,010 円
		写真焼増し	1 枚	340 円
		黒鉛球状化率測定試験	1 試料	1 項目につき 3,190 円
		走査電子顕微鏡組織写真	1 試料	5,470 円
		エネルギー分散型 X 線分析(簡易)	1 試料	6,870 円
	非破壊検査	X 線透過試験	1 試料	1 照射につき 10,940 円
		その他非破壊検査	1	1 項目につき 1,530 円

			試料	
物理試験	熱分析試験		1 試料	1 項目につき 7,110 円
			1 試料	1 項目につき 6,790 円
計測試験	精密測定試験		1 試料	5 項目まで 3,760 円 (1 項目増すごとに 330 円を加算する。)
	粗さ測定試験		1 試料	1 項目につき 2,700 円
	歯車測定試験		1 試料	1 項目につき 3,190 円
	輪郭形状測定試験		1 試料	1 項目につき 3,640 円
	非接触三次元形状測定試験		1 試料	1 時間につき 5,250 円
	その他精密測定試験		1 試料	1 項目につき 1,530 円
振動騒音測定試験	振動測定	簡易なもの	1 件	2,620 円
		一般的なもの	1 件	5,890 円
	騒音測定	簡易なもの	1 件	2,870 円
		一般的なもの	1 件	5,900 円
	振動騒音周波数解析		1 件	14,710 円
歪(ひず)み測定試験			1 試料	1 箇所につき 5,460 円 (1 箇所増すごとに 1,670 円を加算する。)
その他機械金属材	特定試験		1	1 項目につき 15,990 円

	料試験		試料	
		特殊性質試験	簡易なもの	1 試料 1 項目につき 1,350 円
			一般的なもの	1 試料 1 項目につき 2,990 円
			複雑なもの	1 試料 1 項目につき 9,560 円
窯業材料試験	窯業材料試験(セメント二次製品試験及び骨材試験によるものを除く。)	かさ比重試験		1 試料 1 項目につき 1,110 円
		比表面積試験		1 試料 1 項目につき 11,040 円
		熱分析		1 試料 1 項目につき 6,380 円
		粒度分布		1 試料 1 項目につき 6,710 円
		走査電子顕微鏡組織写真(高分解能)		1 試料 16,240 円
		走査型プローブ顕微鏡試験		1 試料 1 項目につき 11,270 円
		レーザー顕微鏡		1 試料 2,900 円
		エネルギー分散型 X線分析		1 試料 8,950 円
		その他窯業材料試験		1 試料 1 項目につき 1,550 円
		セメント二次製品試験	気乾かさ比重試験	

		その他セメント二次製品試験	1 試料	1項目につき 1,830円
	骨材試験	ふるい分け試験	1 試料	1項目につき 2,390円
		その他骨材試験	1 試料	1項目につき 2,040円
木竹材料試験	塗膜試験		1 試料	1項目につき 1,630円
	促進耐候試験		1 件	6試料 20時間までにつき 18,160円
	環境試験		1 件	1項目 1時間までにつき 7 00円
	揮発性有機化合物測定試験		1 件	92,010円
	学振型摩擦堅牢度試験		1 試料	6,220円
	落球衝撃試験		1 試料	4,970円
	その他木竹材料試験		1 試料	1項目につき 1,770円
前処理手数料	試料調整	簡易なもの	1 試料	900円
		一般的なもの	1 試料	1,820円
		複雑なもの	1 試料	4,510円
		特殊なもの	1 試料	8,350円
設計及び製図	設計	簡易なもの	1	6,170円

			件		
		一般的なもの	1 件	12,860 円	
		複雑なもの	1 件	40,190 円	
	製図	組立図	簡易な もの	1 件	3,230 円
			一般的 なもの	1 件	5,930 円
			複雑な もの	1 件	16,720 円
		部品図	簡易な もの	1 件	1,100 円
			一般的 なもの	1 件	2,450 円
			複雑な もの	1 件	6,340 円
意匠作成	意匠作成	簡易なもの		1 件	5,200 円
		一般的なもの		1 件	11,870 円
		複雑なもの		1 件	25,080 円
英語表記による 成績報告書、成 績報告書の複 本、証明書及び 文献複写	英語表記による成績報告書		1 通	2,480 円	
	成績報告書の複本		1 通	420 円	
	証明書		1 通	570 円	
	文献複写		1 通	420 円	

別記第 1 号様式(第 4 条関係)

高知県工業技術センター利用許可申請書
[別紙参照]

第 2 号様式(第 4 条関係)

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可申請書

[別紙参照]

第3号様式(第4条関係)

高知県工業技術センター利用許可書

[別紙参照]

第4号様式(第4条関係)

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可書

[別紙参照]

第5号様式(第5条の3関係)

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可申請書

[別紙参照]

第6号様式(第5条の3関係)

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可書

[別紙参照]

第7号様式(第7条関係)

依頼書

[別紙参照]

第8号様式(第7条関係)

研究依頼書

[別紙参照]

第8号様式の2(第7条関係)

変更依頼書

[別紙参照]

第9号様式(第8条関係)

成績報告書

[別紙参照]

第9号様式の2(第8条関係)

成績報告書(英語表記)

[別紙参照]

第10号様式(第10条関係)

高知県工業技術センター使用料(手数料)減額(免除)申請書

[別紙参照]

第11号様式(第10条関係)

高知県工業技術センター使用料(手数料)減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

第12号様式(第11条関係)

高知県工業技術センター使用料(手数料)還付請求書

[別紙参照]

第13号様式(第11条関係)

高知県工業技術センター使用料(手数料)還付決定通知書

[別紙参照]

第14号様式(第12条関係)

高知県工業技術センター企業化支援研究室機械器具設置承認申請書

[別紙参照]

第15号様式(第12条関係)

高知県工業技術センター企業化支援研究室機械器具設置承認通知書

[別紙参照]

第16号様式(第12条の2関係)

高知県工業技術センター企業化支援研究室改造等承認申請書

[別紙参照]

第 17 号様式(第 12 条の 2 関係)

高知県工業技術センター企業化支援研究室改造等承認通知書

[別紙参照]